


所管部課	企画財政部 公共施設等マネジメント課	部長	神山 尚		
件名	給食センター跡地の利活用について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	学校教育部 教育総務課・給食課、子育て支援部 保育課、環境部 環境課、社会教育部 社会教育課			
<p>1 要 旨</p> <p>平成29年度から未利用となっている第一学校給食センター及び第二学校給食センターの跡地（以下「給食センター跡地」という。）の利活用を進めるため、給食センター跡地利活用方針と利活用方法（案）について、令和3年5月31日（月）に開催予定の市議会全員協議会において説明したい。</p> <p>（1）主な内容</p> <p>① 給食センター跡地利活用方針の改定 改定前は、市財政への影響を考慮して、建物を含めて民間等への有償貸付を図っていたが、既存の建物を他用途で利用することは、老朽化等により困難であるため、既存の建物は、市が解体・撤去をすることに改めた。</p> <p>② 給食センター跡地の利活用方法（案） 第一学校給食センター跡地…民有地を有償で借り上げて設置している施設（奈良橋ゲートボール場、こども広場）の移設先として検討する。詳細については、今後所管部により調査・検討を行う。 第二学校給食センター跡地…民設民営方式による児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設整備を行う。これに伴い、市立やまとあけぼの学園は廃園とし、市立狭山保育園は段階的な廃園の検討を行う。</p> <p>（2）影響及び効果 今後の給食センター跡地の利活用方法（案）について共通認識をもつことで、利活用効果が早期に現れることに資することとなる。</p>					
<p>2 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年3月31日、子育て支援部より『みのり福祉園跡地の利活用の調査・研究』及び『貴職所管施設における民間活力導入の検討』について（報告）が提出された。</p>					
<p>3 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市議会全員協議会への議題提出について事務を進めたい。</p>					
<p>5 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。